

仕 様 書

1. 工事名

総合健診センター・相双地区センターLED 照明設備改修工事

2. 工事概要

総合健診センター1.2.3 階の照明器具 LED 化工事

相双地区センター1 階の照明器具 LED 化工事

3. 工事場所

総合健診センター 福島県福島市方木田字水戸内 19 番地 6 地内

相双地区センター 福島県南相馬市原町区青葉町 2 丁目 62 番地 1 地内

4. 工事期限

令和 9 年 3 月 3 1 日

5. 仕様

総合健診センター

- | | | |
|---------|------|---------|
| ① 1 階 | 照明器具 | 別紙図面参照※ |
| ② 2 階 | 照明器具 | 別紙図面参照※ |
| ③ 3 階 | 照明器具 | 別紙図面参照※ |
| ④ PH・外部 | 照明器具 | 別紙図面参照※ |

※別紙図面に関しては、入札参加資格確認申請書時に配布する。

相双地区センター

- | | | |
|-------|------|---------|
| ① 1 階 | 照明器具 | 別紙図面参照※ |
|-------|------|---------|

※別紙図面に関しては、入札参加資格確認申請書時に配布する。

6. 成果物

- ① 竣工図面
- ② 工事写真

7. 特記事項

- (1) 工事日時については、健診が実施されていない時間帯を基本とし、平日は午後 3 時から午後 5 時までの間、土曜・日曜・祝日は健診を実施しない場合に限り午前 8 時半から午後 5 時まで作業を行うことができる。具体的な作業日程および時間は、発注者と協議のうえ、工程表を作成し決定するものとする。
- (2) 工事期限については、器具納期を含めて再度検討あり。

- (3) 施工にあたっては、受診者や関係者の安全確保のため、工事エリアの明確な区画表示や注意看板を設置すること。
- (4) 施工中に建物や既存物品を破損・汚損した場合は、速やかに原状回復し、その費用は受注者負担とすること。
- (5) 工事期間中は、敷地内において解体工事が並行して行われているため、駐車スペースに制限がある。工事車両の駐車は発注者が指定する場所を使用すること。
- (6) 工事完了後は、発注者立会いのもと検査を行い、合格をもって引渡しとする。
- (7) 引渡し後1年を保証期間とし、瑕疵が発見された場合は無償で補修すること。
- (8) その他疑義が生じたときは、発注者と協議しその指示に従うこと。
- (9) 施設で、既に使用しているLED照明はそのまま使用すること。
- (10) 光度は既存と同程度であること。
- (11) 天井工事は行わないこと。
- (12) 既存の照明のサイズに合わせること。
- (13) 参考の切り抜き見積書はあくまでも参考程度とする。
- (14) 現地調査を行う場合は、別途相談に応じる。